

## 第3章 一般廃棄物

## 第1節 一般廃棄物の現状と課題

## 1. ごみ処理の現状と課題

## (1) ごみ総排出量

ごみ総排出量は増加傾向にあり、平成 26 年度においては 708 千トンと、平成 21 年度 (693 千トン) に比べ 15 千トン増加しています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量も同様な傾向で推移しており、平成 26 年度には 1,000g/人・日と、平成 21 年度 (971g/人・日) に比べ 29g/人・日増加しています。

ごみ総排出量を生活系と事業系別でみると、生活系ごみは平成 21 年度に対して平成 26 年度は 6.5 千トン (1.4%) 減の 472 千トンとほぼ同水準であるのに対し、事業系ごみは平成 21 年度に対して平成 26 年度は 22 千トン (10.3%) 増の 237 千トンと、増加傾向にあります。

表 3-1-1 ごみ総排出量等の推移

項目		年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人 口	総人口 (人)		1,954,461	1,950,043	1,937,928	1,951,060	1,945,873	1,939,935
	計画収集人口 (人)		1,953,909	1,949,465	1,937,356	1,950,488	1,945,403	1,939,856
ご み 総 排 出 量 <sup>1)</sup>	計画収集量 (t/年)		561,226	549,848	556,713	551,739	556,429	564,022
	直接搬入量 (t/年)		78,241	74,586	77,533	73,935	85,642	84,410
	集団回収量 (t/年)		53,358	50,334	46,699	48,547	46,550	59,881
	合計 (t/年)		692,825	674,768	680,945	674,221	688,621	708,313
	生活系ごみ (t/年)		478,302	461,841	463,720	460,486	458,112	471,758
	(うち家庭系ごみ <sup>2)</sup> ) (t/年)		378,966	367,577	373,406	369,693	369,011	369,538
事業系ごみ (t/年)		214,523	212,927	217,225	213,735	230,509	236,555	
1人1日当たりのごみ排出量 <sup>3)</sup>	(g/人・日)		971.2	948.0	960.0	946.8	969.6	1,000.3
	うち生活系 (g/人・日)		670.5	648.9	653.8	646.6	645.0	666.3
	(うち家庭系) (g/人・日)		531.2	516.4	526.5	519.1	519.6	521.9
	うち事業系 (g/人・日)		300.7	299.2	306.3	300.1	324.5	334.1

備考： 1) 「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量 (計画収集量+直接搬入量+集団回収量)」と同様とした。

2) 「家庭系ごみ」は、生活系ごみのうち、資源ごみ量 (集団回収量含む) を除いた量とした。

3) 1人1日当たりのごみ排出量 = (計画収集量+直接搬入量+集団回収量) ÷ 総人口 ÷ 365又は366

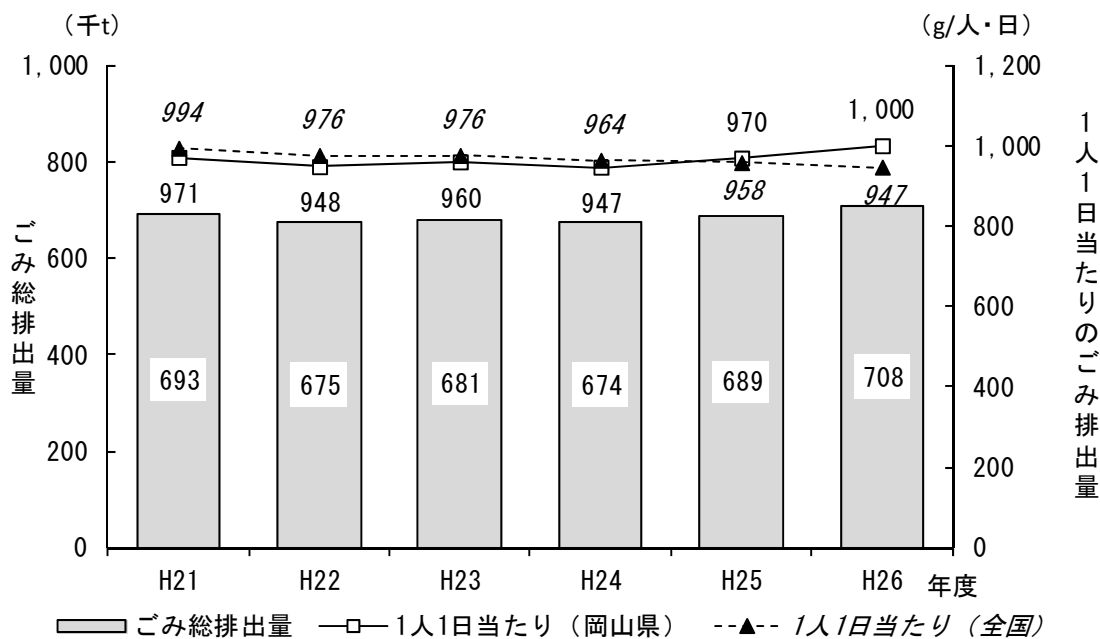


図 3-1-1 ごみ総排出量・1人1日当たりごみ排出量の推移

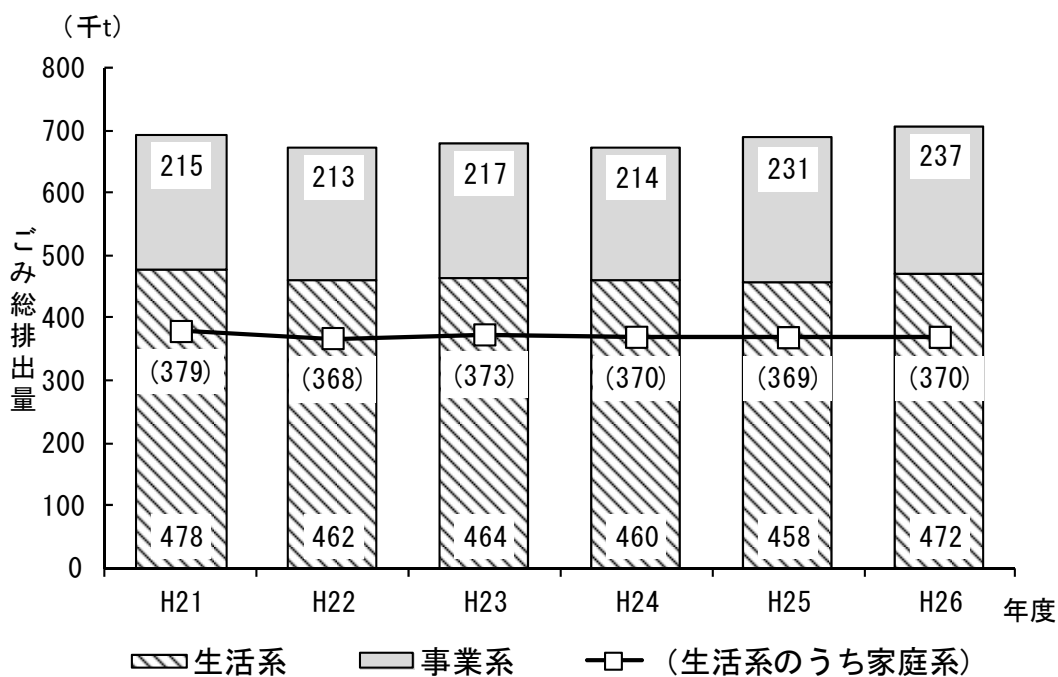


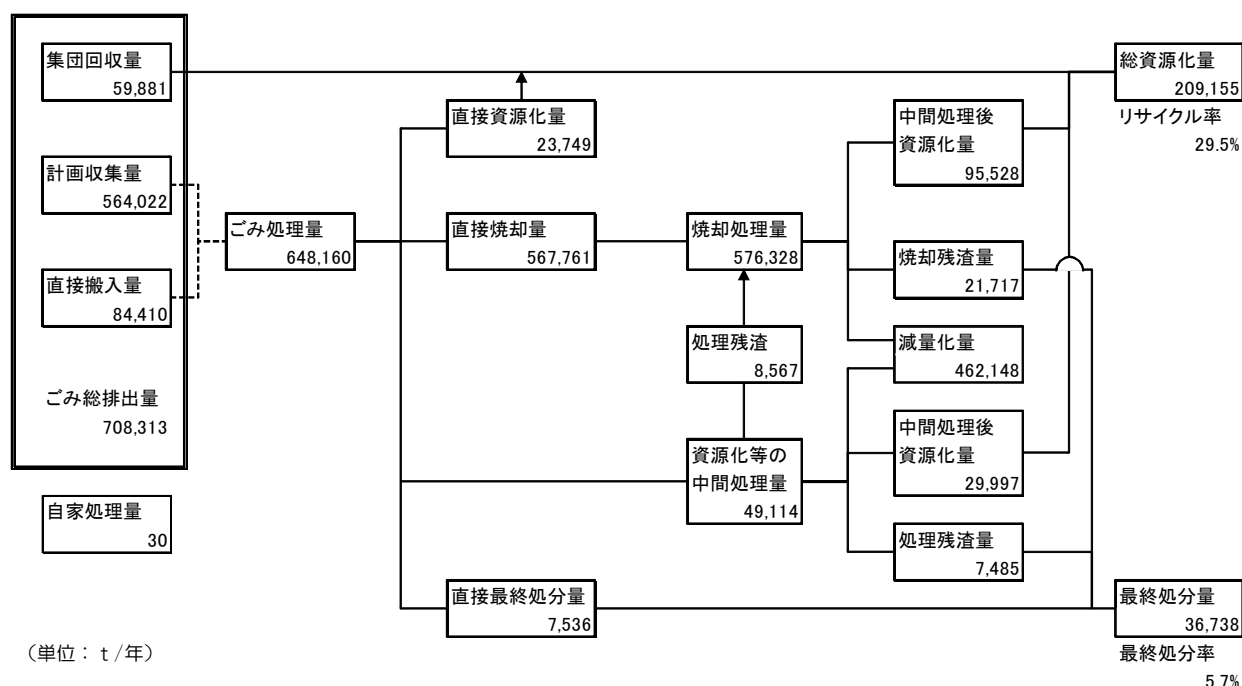
図 3-1-2 生活系・事業系ごみ別排出量の推移

(2) ごみ処理の現状

1) ごみ処理の状況

平成 26 年度における一般廃棄物（ごみ）の総排出量は 708 千トンで、集団回収量を除いたごみ処理量は 648 千トンとなっています。そのうち、直接焼却処理された量が 568 千トン、破碎・選別等により中間処理された量が 49 千トン、直接資源化された量が 24 千トン、中間処理されずに直接最終処分された量が 8 千トンとなっています。

また、総資源化量は、直接資源化量、中間処理後資源化量と住民による集団回収量を合計して 209 千トンとなっています。最終処分量は、直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合計して 37 千トンとなっており、中間処理により減量化された量は 462 千トンとなります。



- 備考：1) リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）÷ごみ総排出量×100  
 2) 最終処分量＝最終処分量÷ごみ処理量×100  
 3) 「計画収集量＋直接搬入量」と「ごみ処理量（直接資源化量、直接焼却量、資源化等の中間処理量、直接最終処分量の和）」は、計算方法の違いやタイムラグ等があるため、一致しない場合がある。

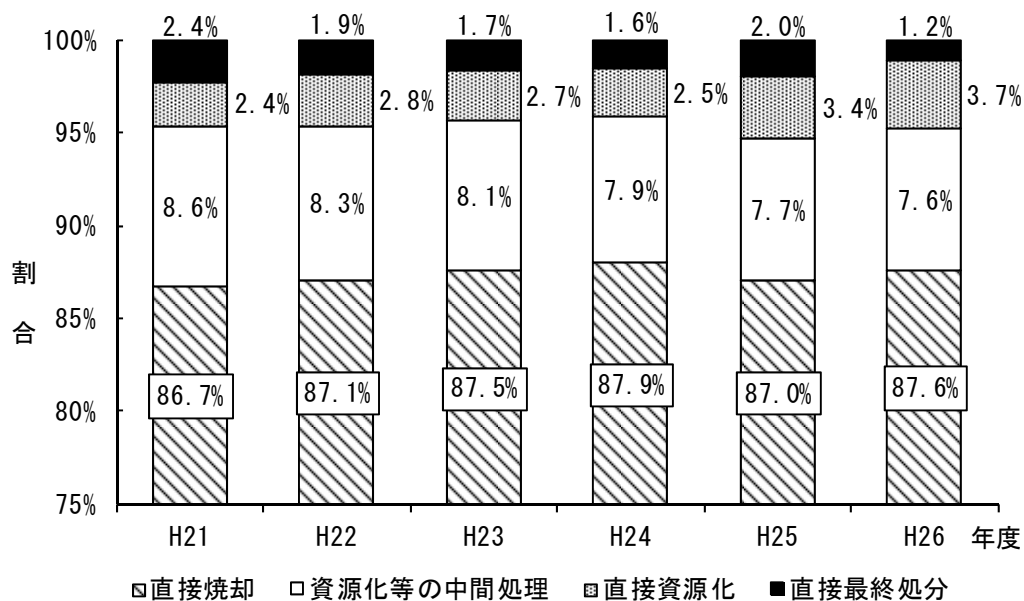
図 3-1-3 一般廃棄物（ごみ）処理のフロー（平成 26 年度）

ごみ処理状況の推移をみると、多少の増減をしながら、直接最終処分及び資源化等の中間処理の割合が減少傾向にある一方で、直接資源化の割合が増加しています。直接焼却の割合は、概ね横ばいで推移しています。

表 3-1-2 ごみ処理状況の推移

（単位：t/年）

項目	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
直接焼却量		554,269	544,368	568,869	562,684	558,193	567,761
資源化等の中間処理量		55,074	51,781	52,410	50,773	49,195	49,114
直接資源化量		15,030	17,490	17,732	16,200	21,517	23,749
直接最終処分量		15,094	11,686	10,897	10,184	12,861	7,536
合計		639,467	625,325	649,908	639,841	641,766	648,160



備考：四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

図 3-1-4 ごみ処理の割合

2) リサイクルの状況

① 資源化量の推移

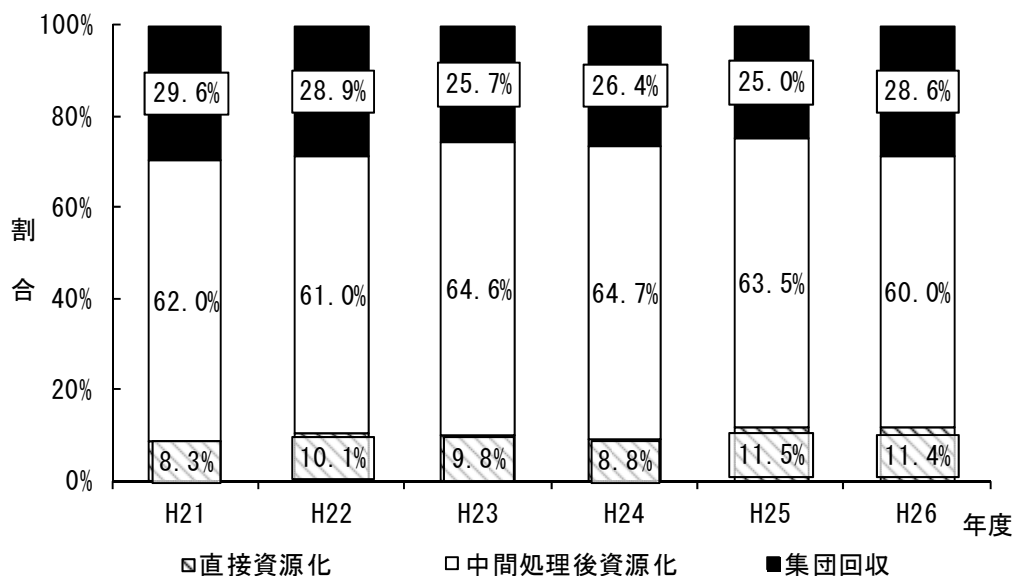
総資源化量は、近年は増加傾向にあり、平成 26 年度の資源化の内訳は、直接資源化量が 24 千トン（総資源化量の 11.4%）、中間処理後資源化量が 126 千トン（同 60.0%）、集団回収量が 60 千トン（同 28.6%）となっています。

表 3-1-3 手法別資源化量の推移

(単位：t/年)

項目 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
直接資源化量	15,030	17,490	17,732	16,200	21,517	23,749
中間処理後資源化量	111,792	106,117	117,361	118,918	118,381	125,525
集団回収量	53,358	50,334	46,699	48,547	46,550	59,881
合計	180,180	173,941	181,792	183,665	186,448	209,155

- 備考：1) 直接資源化量：市町村が収集し、当該市町村の中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入されるもの  
 2) 中間処理後資源化量：市町村が収集し、当該市町村の中間処理施設で処理された後、再生業者等に搬入される者  
 3) 集団回収量：住民団体等による回収で、市町村が用具の貸し出し、補助金の交付等により関与しているもの



備考：四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

図 3-1-5 手法別資源化割合の推移

② 品目別資源化量の推移

平成 26 年度の品目別の資源化量で最も多いのは、「その他」（ガス化溶融施設の精製合成ガス、溶融スラグ等）で 97 千トンが資源化されており、次いで紙類、金属類、ガラス類の順となっています。

1 人 1 日当たり品目別資源化量の推移をみると、平成 26 年度の紙類の資源化量は近年に比べかなり増加しています。金属類、ガラス類、ペットボトル、布類は、多少の増減を繰り返しながら、ほぼ横ばい状態が続いています。その他は、概ね増加傾向となっています。

表 3-1-4 品目別資源化量の推移

(単位：t/年)

項目 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
紙類	70,831	66,697	61,901	62,326	63,717	77,491
金属類	12,965	12,583	12,295	11,373	13,259	12,840
ガラス類	11,685	11,695	11,157	11,683	11,559	11,466
ペットボトル	2,588	3,274	3,129	3,175	3,244	3,059
プラスチック類	3,606	3,043	3,379	3,365	3,250	3,359
布類	3,785	4,079	4,391	4,323	4,431	4,254
その他	74,720	72,570	85,540	87,420	86,988	96,686
合計	180,180	173,941	181,792	183,665	186,448	209,155

備考：「その他」は、ガス化溶融施設の精製合成ガス、溶融スラグ等である。

表 3-1-5 1人1日当たり品目別資源化量の推移

(単位：g/人・日)

項目	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
紙類		99	94	87	88	90	109
金属類		18	18	17	16	19	18
ガラス類		16	16	16	16	16	16
ペットボトル		4	5	4	4	5	4
プラスチック類		5	4	5	5	5	5
布類		5	6	6	6	6	6
その他		105	102	121	123	122	137
合計		253	244	256	258	263	295

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

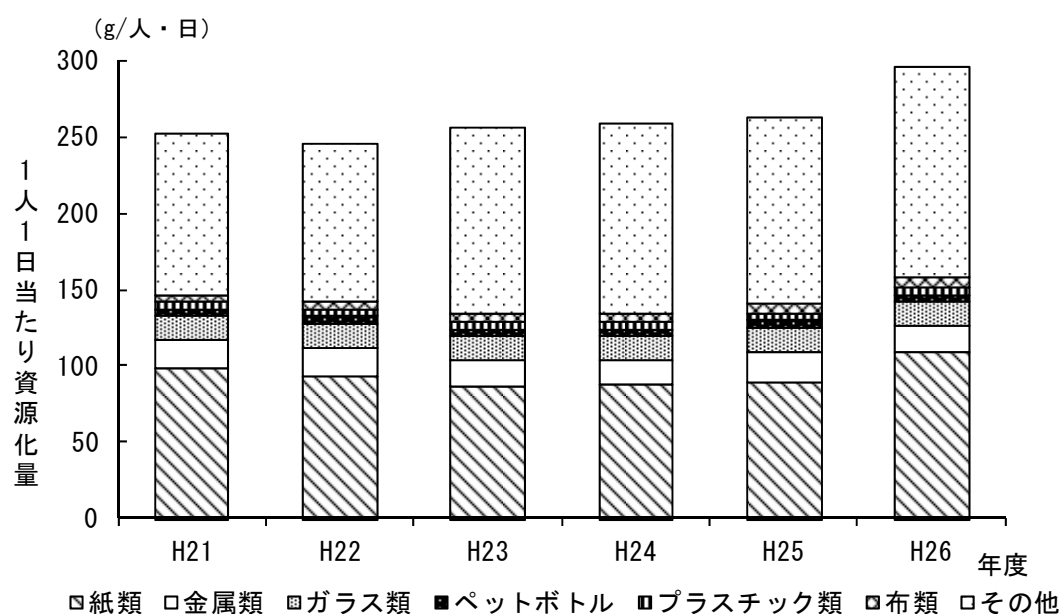
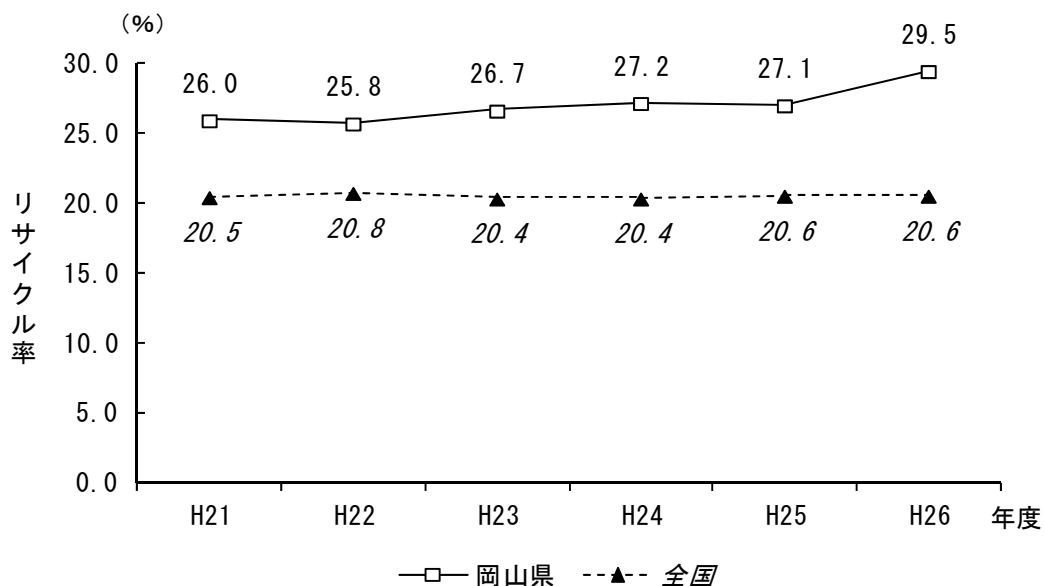


図 3-1-6 1人1日当たり品目別資源化量の推移

## ③ リサイクル率の推移

リサイクル率は、近年は全国平均を上回っており、また、増加傾向となっています。平成26年度では29.5%と全国第3位の水準で、平成21年度の岡山県実績(26.0%)を3.5ポイント、平成26年度の全国平均(20.6%)を8.9ポイント上回っています。



備考：リサイクル率＝(直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量)÷ごみ総排出量×100

図 3-1-7 リサイクル率の推移

3) 最終処分の状況

① 最終処分量の推移

最終処分量は、年々減少傾向にあり、平成 26 年度の最終処分量は 37 千トンと、平成 21 年度のおおよそ 3 分の 2 まで減少しています。

平成 26 年度 of 最終処分量の内訳は、直接最終処分量が 8 千トン（最終処分量の 20.5%）、焼却残渣埋立量が 22 千トン（同 59.1%）、処理残渣埋立量が 7 千トン（同 20.4%）となっています。

表 3-1-6 最終処分量の推移

項目	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	直接最終処分量 (t/年)		15,094	11,686	10,897	10,184	12,861
焼却残渣埋立量 (t/年)		34,263	34,635	28,253	25,318	21,833	21,717
処理残渣埋立量 (t/年)		7,515	7,634	7,145	7,159	7,468	7,485
合計	(t/年)	56,872	53,955	46,295	42,661	42,162	36,738
	(t/日)	156	148	126	117	116	101

備考：処理残渣＝焼却施設以外の中間処理施設から発生する不燃性の残渣

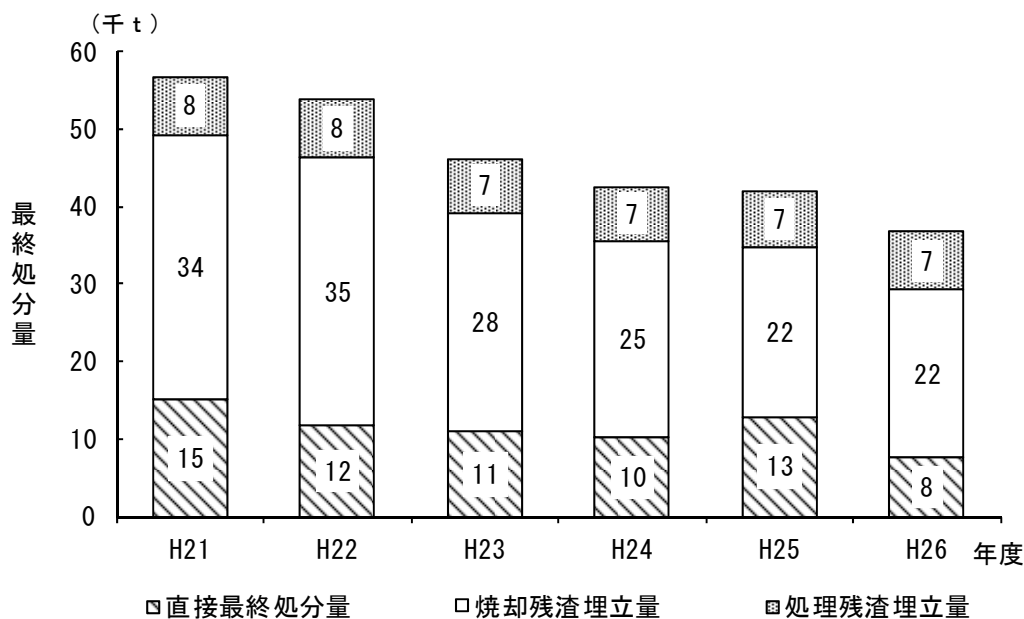
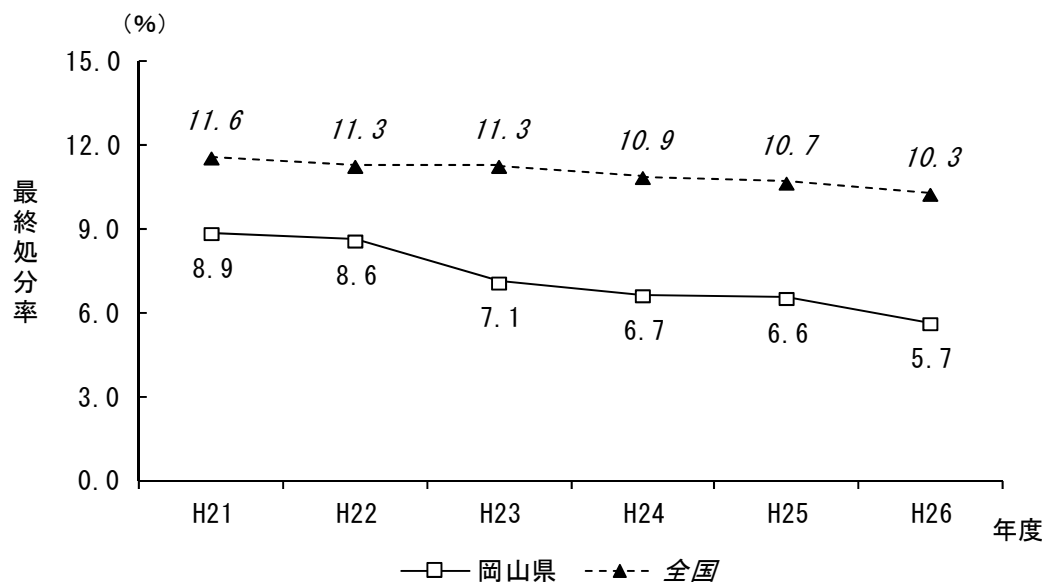


図 3-1-8 最終処分量の推移



## ② 最終処分率の推移

最終処分率は、近年は全国平均を下回って（最終処分量が少なくなって）おり、また、減少傾向となっています。平成 26 年度では 5.7%と、平成 21 年度の岡山県実績（8.9%）を 3.2 ポイント、平成 26 年度の全国平均（10.3%）を 4.6 ポイント下回っています。



備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ処理量×100

図 3-1-9 最終処分率の推移

(3) ごみ処理施設の設置状況

1) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は平成 27 年度末現在、21 施設で合計 2,851t/日の処理能力を有しています。平成 22 年度と比較すると施設数、合計処理能力ともに減少しています。

表 3-1-7 ごみ焼却施設の設置状況

項目	年度	施設数				合計	合計処理能力 (t/日)
		施設規模 (t/日)					
		10未満	10以上 100未満	100以上 300未満	300以上		
平成22年度末		1 (3.8%)	15 (57.7%)	6 (23.1%)	4 (15.4%)	26 (100.0%)	2,907
平成27年度末		0 (0.0%)	11 (52.4%)	6 (28.6%)	4 (19.0%)	21 (100.0%)	2,851

備考：1) カッコ内は合計施設数に対する割合

2) 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設（一般廃棄物分の処理能力303t/日）を含む。

また、ごみ焼却施設は一般に稼働後 15 年～20 年程度が更新時期と言われていますが、平成 27 年度末現在で稼働年数が 21 年以上経過している施設は全 21 施設中 8 施設で、それらの施設の処理能力は合計で 1,123t/日となっています。

表 3-1-8 稼働年数別のごみ焼却施設の状況

項目	年度	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21年以上	合計
施設数		3 (14.3%)	0 (0.0%)	1 (4.8%)	9 (42.9%)	8 (38.1%)	21 (100.0%)
合計処理能力 (t/日)		206 (7.2%)	0 (0.0%)	303 (10.6%)	1,219 (42.8%)	1,123 (39.4%)	2,851 (100.0%)

備考：1) 稼働年数は平成27年度末現在

2) カッコ内は合計値に対する割合（四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。）

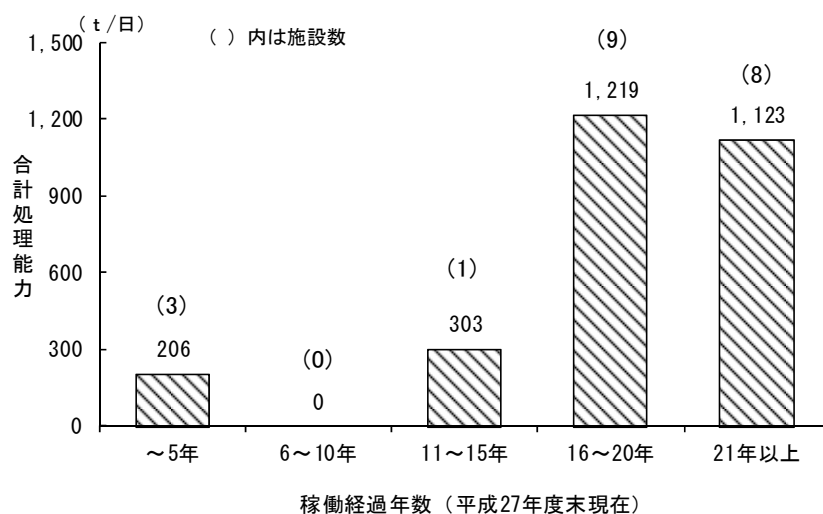


図 3-1-10 稼働年数別のごみ焼却施設

## 2) 粗大ごみ処理施設及び資源化施設

粗大ごみ処理施設は平成 27 年度末現在、9 施設で合計約 349.05t/日の処理能力を有しています。また、資源化施設は 14 施設で合計 147.45t/日の処理能力を有しており、合計 496.5t/日の処理能力を有しています。

平成 22 年度と比較すると、施設数、処理能力ともに減少しています。

表 3-1-9 粗大ごみ処理施設・資源化施設の設置状況

項目	年度	施設	施設数	合計処理能力 (t/日)
平成22年度末		粗大ごみ処理施設	9	329
		資源化施設	17	177.9
		合計	26	506.9
平成27年度末		粗大ごみ処理施設	9	349.05
		資源化施設	14	147.45
		合計	23	496.5

## 3) 最終処分場

一般廃棄物最終処分場は、平成 27 年度末現在、24 施設が整備されており、埋立面積は 297 千 m<sup>2</sup>、全体容量は 2,179 千 m<sup>3</sup>です。残余容量は 951 千 m<sup>3</sup>（平成 26 年度末現在）であり、平成 22 年度末と比較すると 162 千 m<sup>3</sup>少なくなっています。

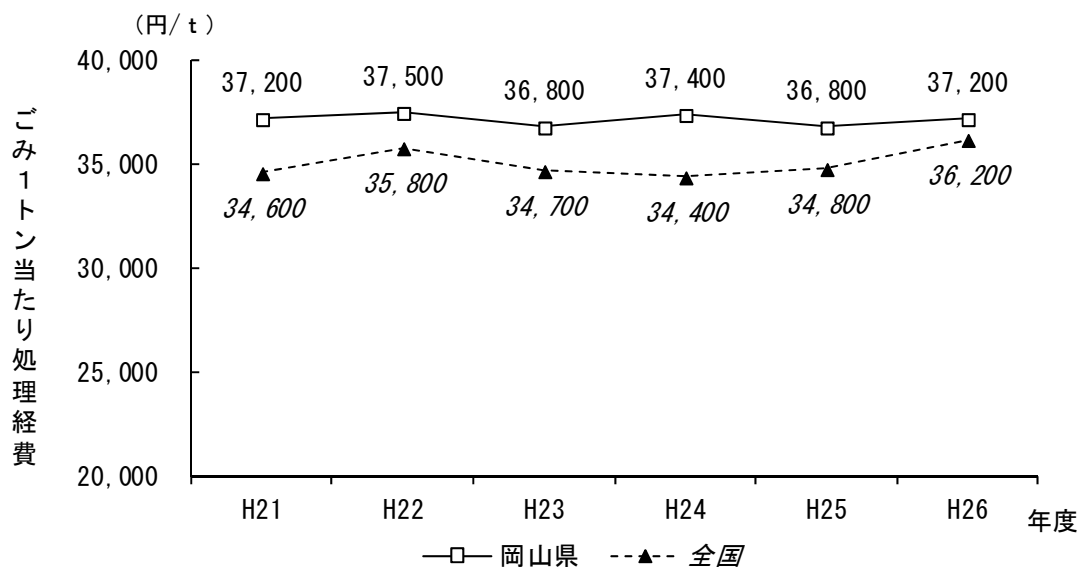
表 3-1-10 最終処分場の設置状況

項目	年度	施設数	埋立面積 (m <sup>2</sup> )	全体容量 (m <sup>3</sup> )	残余容量 (m <sup>3</sup> )
平成22年度末		25	324,461	2,385,850	1,113,503
平成27年度末		24	296,554	2,179,250	951,110

備考：平成27年度末の数値のうち「残余容量(m<sup>3</sup>)」は、平成26年度末現在である。

(4) ごみ処理経費の状況

ごみ 1 トン当たりの処理経費（施設改良費及びその他の費用を除く。）をみると、平成 21 年度以降、概ね横ばいで推移しています。平成 26 年度の処理経費は、ごみ 1 トン当たり 37,200 円であり、岡山県は全国値より若干高い水準となっています。



備考：1) ごみ1トン当たりの処理経費(円/t)＝処理及び維持管理費÷(計画収集量＋直接搬入量)  
 2) 処理及び維持管理費＝人件費、処理費、車両購入費、委託費、その他の合計

図 3-1-11 ごみ処理経費の推移

(5) ごみ処理広域化の状況

1) ごみ処理広域化計画

ごみ処理の広域化については、平成 9 年 5 月の国からの通知において、ダイオキシン類削減対策、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルの推進等のため、その必要性が位置付けられており、これを受け、本県では平成 10 年 3 月に「岡山県ごみ処理広域化計画」を策定しました。

その後の市町村合併も踏まえて、構成市町村のブロック割の見直し等を行った「新岡山県ごみ処理広域化計画（以下、「新広域化計画」という。）」を平成 19 年 3 月に策定し、現在、県で示している広域ブロックは、以下のようになっています。

表 3-1-11 広域ブロックの枠組み（新広域化計画）

ブロック名	自治体数	構成自治体名
岡山ブロック	3	岡山市、玉野市、久米南町
倉敷ブロック	3	倉敷市、総社市、早島町
西部ブロック	5	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
高梁ブロック	5	高梁市、新見市、真庭市、吉備中央町、新庄村
津山ブロック	7	津山市、美作市、鏡野町、美咲町、勝央町、奈義町、西粟倉村
備前ブロック	4	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町

## 2) ごみ処理広域化の現状

ごみ処理の広域化の現状としては、岡山県ごみ処理広域化計画が策定された平成9年度末に36施設あった焼却施設は、平成27年度末では21施設と広域化・集約化が一定程度進んでいるほか、岡山ブロックや西部ブロックなど、今後の広域化施設の整備に向けて具体的な検討が進んでいるブロックがあります。

## (6) 海ごみの状況

本県の沿岸が面する瀬戸内海は、本州、四国、九州に囲まれ、外洋との海水の交換が少ない海域（閉鎖性海域）であることから、瀬戸内海における海ごみの多くは、海外から流入したのではなく、周辺の陸域から流れ込んだものだと考えられ、私たち一人ひとりのライフスタイルに密接に関連する問題といえます。また、最近では、マイクロプラスチックについて、有害物質を吸着しやすいことや海洋生物が誤摂食しやすいことなどから、生態系を含めた海洋環境へ与える影響が懸念されています。

本県の海ごみのうち、海岸漂着物（海岸に漂着又は散乱しているごみ等）については、アシ等の自然物をはじめ、ペットボトルや魚箱（発泡スチロール製容器）などの破片・かけら類、容器包装等の日常生活系ごみ類、漁具等がみられ、島しょ部には本土側よりも多くの海岸漂着物が確認されています。

漂流ごみ（海洋を漂流しているごみ）については、国の調査によると、水島灘のごみ密度は、瀬戸内海の他海域より低めで、瀬戸内海自体の漂流ごみも、他の海域と比較して少ない状況とみられます。

海底ごみ（海底に堆積したごみ）については、調査が行われた水島灘、牛窓沖での回収量は、愛媛県東部と香川県西部間の海域、広島湾（南）に続いて多く、瀬戸内海自体の海底ごみも、他の海域と比較して多いとみられます。

## (7) 災害廃棄物

近年、大規模な災害に伴い、災害廃棄物が大量に発生し、その対応が問題となっています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、13道県239市町村において災害廃棄物約2千万トン、津波堆積物約1.1千万トンという、これまでの災害を遙かに上回る廃棄物が発生し、平成26年8月豪雨による広島市での土砂災害、平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年4月の熊本地震でも多くの災害廃棄物が発生しました。

災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理のためには、事前の備えが重要であり、県では平成28年3月に「岡山県災害廃棄物処理計画」を策定しましたが、今後、市町村計画の策定を促進するなど、災害への備えをさらに充実させていく必要があります。

なお、放射性物質に汚染された廃棄物は、廃棄物処理法によらない枠組みで国が処理することから、対象としていません。

## 2. 第3次計画の目標の達成状況

## (1) 第3次計画の目標の達成状況の評価

ここでは、第3次岡山県廃棄物処理計画で設定された一般廃棄物処理の目標に対する達成状況を平成26年度実績を用いて評価します。

## 1) 第3次計画の目標

## ① 排出抑制の目標

1人1日当たりの排出量を平成27年度において935gとすることを目指す。

## ② 資源化の目標

リサイクル率を平成27年度において32.7%とすることを目指す。

## ③ 最終処分量の削減目標

最終処分量を平成27年度において130トン/日とすることを目指す。

## 2) 達成状況の評価

## ① 排出量の削減目標

現状（平成26年度実績）におけるごみ排出量は、1人1日当たり1,000gであり、第3次計画の平成27年度目標値である1人1日当たり935gより多くなっています。

## ② 資源化の目標

現状（平成26年度実績）におけるリサイクル率は29.5%であり、第3次計画の平成27年度目標値であるリサイクル率32.7%より低くなっています。

## ③ 最終処分量の削減目標

現状（平成26年度実績）における最終処分量は101トン/日であり、第3次計画の平成27年度目標値である最終処分量130トン/日より少なくなっています。

表 3-1-12 第3次計画の目標値と現状

		第3次計画		現状 H26実績
		H21実績	H27目標値	
ごみ排出量	(t/日)	1,898	—	1,941
	(g/人・日)	971	935	1,000
最終処分量	(t/日)	156	130	101
	(g/人・日)	80	—	52
集団回収量	(t/日)	146	—	164
	(g/人・日)	75	—	85
リサイクル率	(%)	26.0	32.7	29.5

## (2) ごみ処理に関する課題

### 1) ごみ排出量の削減

ごみ総排出量及び1人1日当たりの排出量は、近年は増加傾向を示しており、現状（平成26年度実績）では第3次計画の目標は達成できていません。要因としては、集団回収量の増加などが挙げられ、資源化に寄与している面もありますが、近年の人口の減少傾向に対しごみ総排出量は増加していることから、今後、県民、事業者、市町村、県が一体となり、より一層の排出抑制に向けた取組を進めていく必要があります。

### 2) リサイクルの推進

岡山県内では、ガス化溶融施設の稼働による再生利用推進を行っていることもあり、全国と比べても、リサイクル率は高い水準にあります。また、近年でもリサイクル率は増加傾向を示しており、リサイクル推進の取組は順調に進められているものと考えられます。

ただし、平成26年度実績では第3次計画の目標値は達成できておらず、今後も、さらなるリサイクル率の向上に向けた取組を推進していく必要があります。

### 3) 最終処分量の削減

最終処分量は、年々減少傾向にあり、平成21年度と比較すると、最終処分量はおよそ3分の2まで減少しています。岡山県全体の最終処分率は、全国と比べても低くなっており、また、第3次計画の目標値も達成できていることから、最終処分量の削減に関する取組は順調に進められているものと考えます。要因としては、直接最終処分量の減少や、焼却残渣のセメント原料等としての再生利用などが挙げられます。

目標を達成していても、最終処分場の容量確保や延命化の観点から、今後も引き続き、最終処分量を極力削減するための取組を継続していく必要があります。

### 4) ごみ処理施設の計画的な整備等

一般廃棄物の適正な処理を確保するためには、廃棄物処理施設の計画的な整備が必要です。県は、適正処理の推進、ダイオキシン類の削減、リサイクルの推進、効率的な施設整備等の観点から、平成19年3月に「新岡山県ごみ処理広域化計画」を策定しましたが、引き続き、関係市町村の協議のもとで、循環型社会を形成するための基盤となる施設の整備を推進していく必要があります。

また、新たな施設の整備や改良に当たっては、ごみ発電や熱回収等を推進することにより、温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化防止に寄与することが求められており、これは、災害時等におけるエネルギー供給拠点としての機能を発揮することにもつながります。

一方で、廃棄物処理施設のライフサイクルコストを低減するため、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の考え方を導入し、廃棄物処理施設の長寿化について検討していくことが必要です。ごみ焼却施設は一般に稼働後15年～20年程度が更新時期と言われていますが、建物については50年程度の耐用年数を備えており、また、ごみ焼却施設に設置される各種の設備・機器については、20年を経過してもなお、高い健全度を保っている設備・機器等、部分的な補修で健全度を回復することが可能なものも多いことから、ごみ処理施設内の設備・機器の維持管理を適切に行ったうえで、耐用年数の比較的短

い重要設備を適切な時期に更新する等の対策を行うことにより、ごみ処理施設全体の耐用年数の延長を図ることは、地方自治体の財政のみならず、資源・エネルギーの保全及び地球温暖化対策の観点からも重要と言えます。

さらに、近年では、大規模な災害の発生に伴い発生する災害廃棄物が、廃棄物処理施設において迅速かつ適正に処理できることも重要となっています。

### 3. し尿処理の現状と課題

#### (1) 処理形態別人口の推移

処理形態別人口は、公共下水道の普及により公共下水道人口が増加傾向で推移しており、単独処理浄化槽人口、計画収集人口は減少しています。

水洗化率は年々上昇傾向で推移し、平成26年度は87.1%となっていますが、全国値と比べると低い状況です。

表 3-1-13 処理形態別人口の推移

(単位：人)

項目		年度					
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
総人口		1,954,461	1,950,043	1,937,928	1,951,060	1,945,873	1,939,935
水洗化人口	公共下水道人口	998,995	1,013,166	1,037,904	1,070,823	1,086,780	1,103,956
	コミュニティプラント人口	477	237	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	371,228	365,096	371,272	372,142	371,142	368,428
	単独処理浄化槽人口	270,912	272,240	248,412	239,071	229,234	217,382
非水洗化人口	計画収集人口	305,149	294,393	275,333	264,862	255,015	238,338
	自家処理人口	7,700	4,911	5,007	4,162	3,702	11,831
水洗化率 (%)		84.0	84.7	85.5	86.2	86.7	87.1

備考：1) 水洗化率=水洗化人口÷総人口×100

2) 一部自治体で平成26年度から集計方法を変更したため、自家処理人口が大きく増加している。

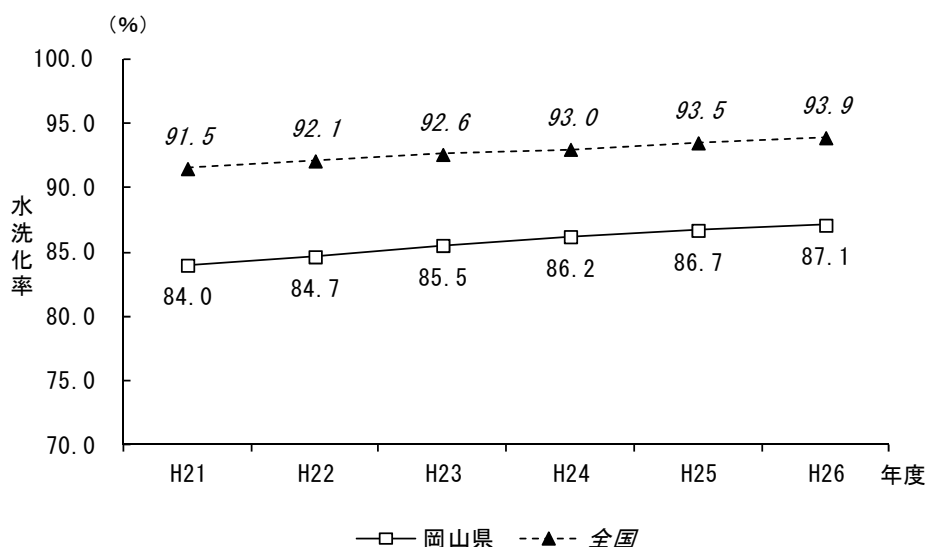


図 3-1-12 水洗化率の推移



(2) し尿等の処理の現状

し尿及び浄化槽汚泥の処理量（自家処理量を除く。）は、減少傾向で推移しており、平成 26 年度では 625 千キロリットルとなっています。

経年的には、処理量全体に占める割合で見ると、し尿は減少、浄化槽汚泥は増加傾向で推移しています。なお、処理量で見ると、近年の人口の減少傾向に伴い、し尿だけでなく、浄化槽汚泥も平成 23 年度以降は減少傾向で推移しています。

表 3-1-14 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：kL/年)

項目	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
処理量		705,281	694,284	686,610	656,478	643,942	625,188
	し尿	266,869	249,822	238,831	223,206	214,922	202,058
	浄化槽汚泥	438,412	444,462	447,779	433,272	429,020	423,130

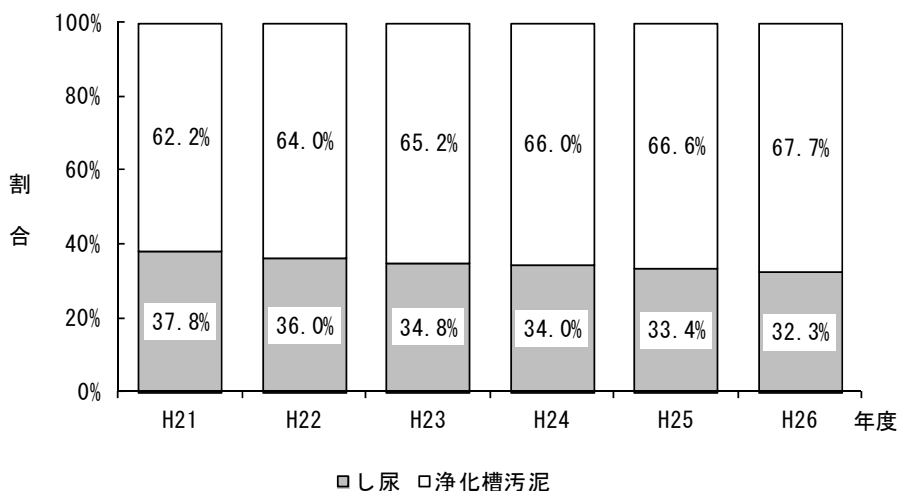


図 3-1-13 し尿・浄化槽汚泥処理量の割合

平成 26 年度における処理状況は、処理量全体の 95.7%がし尿処理施設で処理され、残りが下水道投入によって処理されています。

表 3-1-15 し尿・浄化槽汚泥の処理状況（平成 26 年度）

項目	年度	し尿処理施設 (kL)	下水道投入 (kL)	合計 (kL)
し尿		196,723	5,335	202,058
浄化槽汚泥		401,535	21,595	423,130
合計		598,258	26,930	625,188
構成比		95.7%	4.3%	100.0%

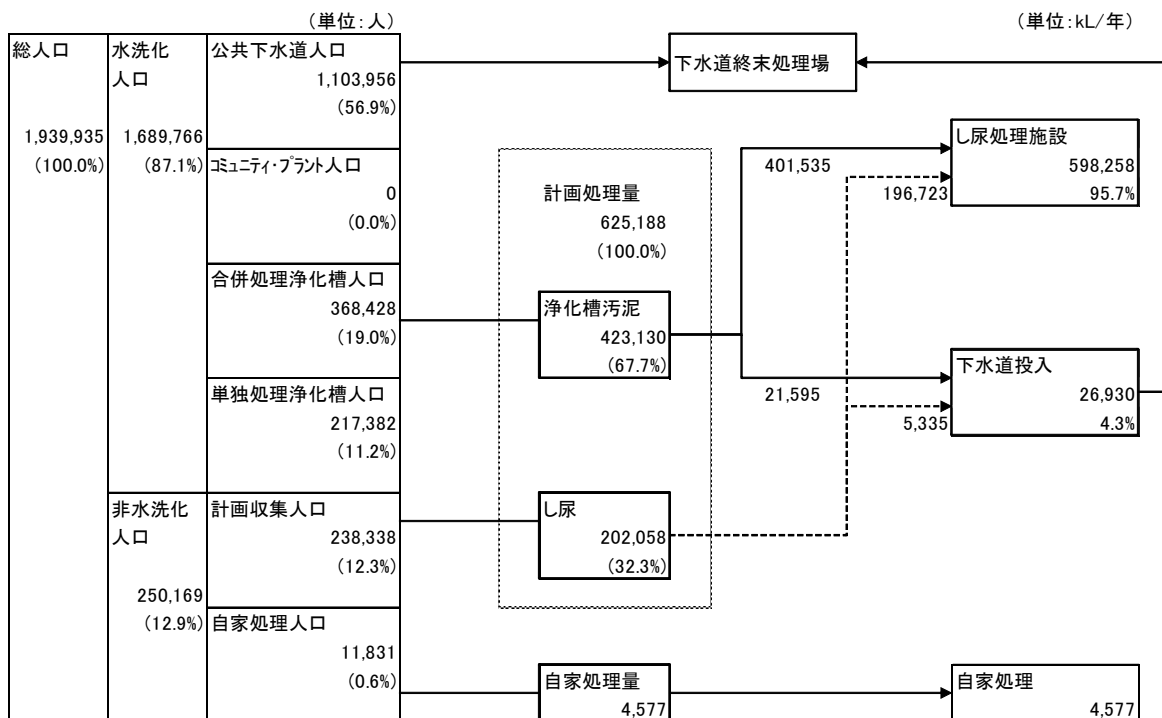


図 3-1-14 し尿・浄化槽汚泥処理のフロー（平成 26 年度）

(3) し尿処理施設の設置状況

し尿処理施設は平成 27 年度末現在、21 施設で合計 2,079kL/日の処理能力を有しています。また、し尿処理施設は一般に稼働後 15 年～20 年程度が更新時期といわれていますが、平成 27 年度末現在で稼働年数が 21 年を経過している施設は全 21 施設中 18 施設（83.6%）で、それらの施設の処理能力は合計で 1,737kL/日となっています。

表 3-1-16 し尿処理施設の設置状況

項目 \ 年度	施設数	合計処理能力 (kL/日)
し尿処理施設	21	2,079

備考：平成27年度末現在

表 3-1-17 稼働年数別のし尿処理施設の状況

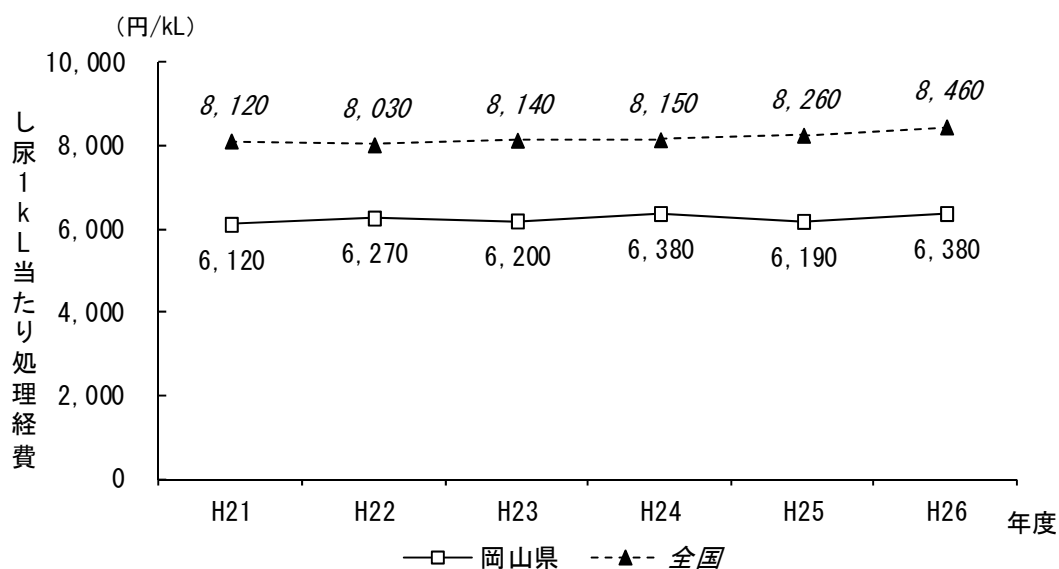
項目 \ 年度	年度					合計
	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21年以上	
施設数	0 (0.0%)	1 (4.8%)	1 (4.8%)	1 (4.8%)	18 (85.7%)	21 (100.0%)
合計処理能力 (kL/日)	0 (0.0%)	90 (4.3%)	72 (3.5%)	180 (8.7%)	1,737 (83.6%)	2,079 (100.0%)

備考：1) 稼働年数は平成27年度末現在

2) カッコ内は合計値に対する割合（四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。）

## (4) し尿処理経費の状況

し尿及び浄化槽汚泥 1 キロリットル当たりの処理経費（施設改良費及びその他の費用を除く。）を経年的にみると、ほぼ横ばい傾向で推移しており、平成 26 年度で 6,380 円/kL と全国値（8,460 円/kL）に比べて低い経費となっています。



備考：1) し尿1kL当たりの処理経費（円/kL）＝処理及び維持管理費÷計画処理量  
2) 処理及び維持管理費＝人件費、処理費、車両購入費、委託費、その他の合計

図 3-1-15 し尿処理経費の推移

## (5) し尿処理に関する課題

## 1) 汚水処理施設の整備

水洗化率は着実に向上していますが、さらなる生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、引き続き、下水道や合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、生活雑排水が処理されない単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を図るなど、汚水処理施設の整備を推進していく必要があります。

## 2) し尿処理施設の老朽化

市町村におけるし尿処理施設は、稼働年数が 21 年を経過している施設が全 21 施設中 18 施設あり、老朽化が懸念される状況です。今後の施設整備に当たっては、し尿・浄化槽汚泥の衛生的な処理の確保とともに、循環型社会の形成に寄与するため、処理過程で排出される汚泥等の有効利用などを考慮した施設とする必要があります。

## 第2節 一般廃棄物の将来予測と目標

## 1. ごみ総排出量の将来予測

## (1) 将来予測の方法

計画目標年度を平成 32 年度として、次の方法により、ごみ量の将来予測を行いました。

## 1) 生活系ごみ排出量の将来予測

第3章で整理した平成 21 年度～平成 26 年度の生活系ごみ（集団回収を含む。）の 1 人 1 日当たり排出量実績を基に、過去からの傾向（トレンド）が将来も同様に続くものとして、トレンド法により予測（将来予測人口に 1 人 1 日当たり排出量を乗じることにより全体量を予測）することを基本としましたが、年度ごとの実績に大きな変動があり傾向線による将来予測値の信頼性が低い結果となったため、採用が困難と判断し、将来の生活系ごみ排出量は、最新年度である平成 26 年度実績と同じ原単位で推移するものとした。

## 2) 事業系ごみ排出量の将来予測

事業系ごみ排出量は、平成 25 年度以降、実績の集計方法を変更した自治体があったため、1 日当たり排出量実績が大きく増加しています。このため、平成 24 年度以前の実績とは傾向が大きく異なっていることから、将来の事業系ごみ排出量は、最新年度である平成 26 年度実績と同じ原単位で推移するものとした。

## (2) ごみ総排出量の将来予測結果

過去のごみ量の推移を基に、岡山県における将来のごみ量の予測を行った結果は、次のとおりです。

将来人口が減少する見込みであるため、平成 32 年度のごみ総排出量は平成 26 年度実績に比べて約 18 千トン減少する見込みです。

表 3-2-1 ごみ総排出量の将来予測結果

項目	年度	実績						予測値
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H32
人口	(人)	1,954,461	1,950,043	1,937,928	1,951,060	1,945,873	1,939,935	1,867,744
生活系ごみ排出量	(千 t/年)	478.3	461.8	463.7	460.5	458.1	471.8	454.2
	(g/人・日)	670.5	648.9	653.8	646.6	645.0	666.3	666.3
(うち、家庭系ごみ排出量)	(千 t/年)	379.0	367.6	373.4	369.7	369.0	369.5	354.5
	(g/人・日)	531.2	516.4	526.5	519.1	519.6	521.9	520.0
事業系ごみ排出量	(千 t/年)	214.5	212.9	217.2	213.7	230.5	236.6	236.6
	(t/日)	587.7	583.4	593.5	585.6	631.5	648.1	648.1
合計（ごみ総排出量）	(千 t/年)	692.8	674.8	680.9	674.2	688.6	708.3	690.8
	(g/人・日)	971.2	948.0	960.0	946.8	969.6	1,000.3	1,013.2

備考：1) 生活系ごみ排出量は集団回収量を含む。

2) 「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）」と同様とした。

3) 「家庭系ごみ」は、生活系ごみのうち、資源ごみ量を除いた量とした。

4) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

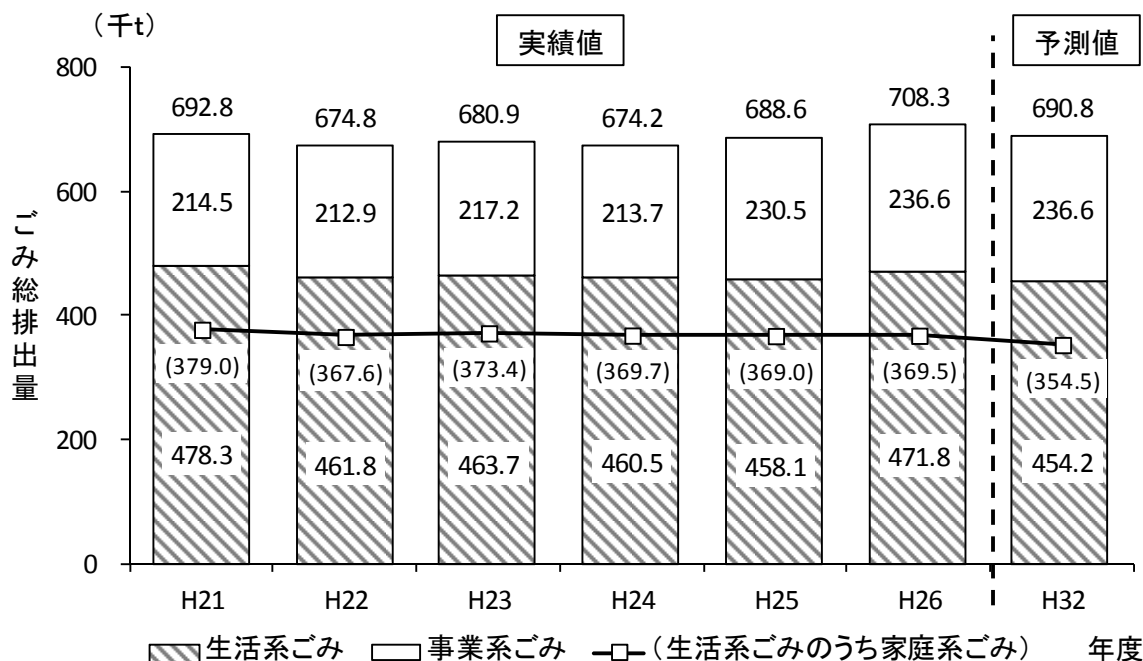


図 3-2-1 ごみ総排出量の将来予測結果

2. ごみ処理の将来予測

現状のごみ処理が継続されると仮定して、計画目標年度の平成 32 年度における処理量の予測を行うと、下表のとおりとなります。

表 3-2-2 ごみ処理の将来予測

項目	年度	実績						予測値	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H32	
人口	(人)	1,954,461	1,950,043	1,937,928	1,951,060	1,945,873	1,939,935	1,867,744	
ごみ総排出量	(千 t / 年)	692.8	674.8	680.9	674.2	688.6	708.3	690.8	
	(t / 日)	1,898.2	1,848.7	1,860.5	1,847.2	1,886.6	1,940.6	1,892.5	
	(g / 人・日)	971.2	948.0	960.0	946.8	969.6	1,000.3	1,013.2	
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	(g / 人・日)	531.2	516.4	526.5	519.1	519.6	521.9	520.0	
処理・ 処分量	資源化量	(千 t / 年)	180.2	173.9	181.8	183.7	186.4	209.2	204.0
		(t / 日)	493.6	476.6	496.7	503.2	510.8	573.0	558.8
		(g / 人・日)	252.6	244.4	256.3	257.9	262.5	295.4	299.2
	最終処分量	(千 t / 年)	56.9	54.0	46.3	42.7	42.2	36.7	35.8
		(t / 日)	155.8	147.8	126.5	116.9	115.5	100.7	98.2
		(g / 人・日)	79.7	75.8	65.3	59.9	59.4	51.9	52.6
リサイクル率	(%)	26.0	25.8	26.7	27.2	27.1	29.5	29.5	

備考：1) ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

2) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ量（生活系ごみのうち、資源ごみ量を除いた量）÷人口÷365(366)×10<sup>6</sup>

3) 資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

4) リサイクル率＝資源化量÷ごみ総排出量×100

## 3. 一般廃棄物の減量化の目標

国の基本方針において示されている現状の目標値及び第3次計画の目標値は以下のとおりです。

表 3-2-3 国の基本方針における一般廃棄物の目標値

■一般廃棄物の減量化の目標	
ごみ総排出量	H24 比-12%
リサイクル率	27%
最終処分量	H24 比-14%
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	500g/人・日 ※資源ごみ、集団回収量を除く

表 3-2-4 第3次計画の目標値

ごみ排出量	935 g/人・日
リサイクル率	32.7%
最終処分量	130 t/日

以上の目標値と本県の状況を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

## (1) 排出抑制の目標

平成32年度における1人1日当たり排出量を935gとすることを目指します。  
(うち、1人1日当たり家庭系ごみ排出量は500g)

国の目標値は、平成24年度から平成32年度の8年間で排出量を約12%削減することとされています。

本県における排出抑制の目標としては、平成26年度の実績(708.3千t/年)を基準とし、国の目標値の6年分相当を削減することとして、637.4千t/年(1人1日当たり排出量に換算すると935g)を目標とします。

また、ごみ排出量のうち、家庭系ごみ排出量に関する国の目標値は500g/人・日となっていることから、家庭系ごみ排出量についてはこれを目標値とします。

## (2) 資源化の目標

平成32年度におけるリサイクル率を32.7%とすることを目指します。

国の目標値は、平成32年度に再生利用率27%であり、岡山県では平成26年度実績(29.5%)において既に上回っていますが、第3次計画で設定した目標(32.7%)の達成には至っていないことから、引き続きリサイクル率32.7%を目標とします。

## (3) 最終処分量の削減目標

平成 32 年度における最終処分量を 86.5t/日とすることを目指します。

国の目標値は、平成 24 年度から平成 32 年度の 8 年間で排出量を約 14%削減することと なっていますが、排出抑制及び資源化の目標を踏まえ、86.5t/日まで最終処分量を削減するこ とを目標とします。

以上の一般廃棄物の減量化の目標と関係数値を整理すると次のとおりになります。

表 3-2-5 一般廃棄物の減量化の目標と関係数値

項目	年度	実績		目標値等	
		H21	H26	H32	
人口	(人)	1,954,461	1,939,935	1,867,744	
ごみ総排出量	(千 t/年)	692.8	708.3	637.4	
	(t/日)	1,898.2	1,940.6	1,746.3	
	(g/人・日)	971.2	1,000.3	935.0	
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	(g/人・日)	531.2	521.9	500.0	
処理・ 処分量	資源化量	(千 t/年)	180.2	209.2	208.4
		(t/日)	493.6	573.0	571.1
		(g/人・日)	252.6	295.4	305.7
	最終処分量	(千 t/年)	56.9	36.7	31.6
		(t/日)	155.8	100.7	86.5
		(g/人・日)	79.7	51.9	46.3
リサイクル率	(%)	26.0	29.5	32.7	

備考：1) 平成32年度の人口は推計値である。

2) 網掛け部分は目標値である。

3) ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

4) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ量（生活系ごみ  
のうち、資源ごみ量を除いた量）÷人口÷365(366)×10<sup>6</sup>

5) 資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

6) リサイクル率＝資源化量÷ごみ総排出量×100

### 第3節 目標達成等に向けての取組

#### 1. 排出者の責務の徹底・強化

##### (1) 排出者の自主的な取組の推進

廃棄物の減量化やリサイクルを推進するため、県民は、再生品の使用、ごみの発生の少ない商品の購入等、ごみを出さないライフスタイルを実践することが必要です。また、事業系ごみを排出する事業者は、自らの責任において適正に処理を行うことが原則です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県は、生活系及び事業系一般廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に向けての自主的な取組が促進されるよう、各種広報媒体や、消費者団体・経済団体などの連携組織等を通じて、県民・事業者への啓発や情報提供を実施します。また、市町村に、県内の排出状況や有効な取組事例等の情報を提供し、地域住民への啓発活動を支援します。</li> <li>○ 「もったいない」をキーワードとして、3R（発生抑制、再使用、再生利用）について県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すためにフォーラム等を開催し、「おかやま・もったいない運動」を推進します。</li> <li>○ エコな取組や3Rを促進するコンテストなどを通じて、優れた取組を表彰し、広く県民に紹介することによって、環境にやさしいエコなライフスタイルへの転換を促進します。</li> <li>○ 事業系ごみを多量に排出する事業者は、自ら処理計画を作成し、減量化・資源化に取り組んでいくものとし、市町村はそれを積極的に指導するよう、県は市町村に対し助言等の技術的援助を行います。</li> </ul>

##### (2) リサイクル関連法に対する理解と協力

一般廃棄物関係のリサイクル制度として、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）が施行されていますが、こうした制度によりリサイクルを進めるには、廃棄物を適切に分別し、決められたルートで回収することが大切であり、排出者の理解と協力が必要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村において、県の第8期分別収集促進計画（平成29年度～33年度）及び市町村分別収集計画を踏まえた容器包装廃棄物の分別収集が円滑に進むよう、県は市町村に対し助言や情報提供を行います。</li> <li>○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法の趣旨・目的に即した一般廃棄物のリサイクルの推進に向け、市町村と連携して、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図ります。</li> </ul>



## 2. 排出抑制と循環的利用の推進

## (1) 目標設定による排出抑制等の推進

国の基本方針や本計画には一般廃棄物の目標を掲げています。

各市町村において、これら目標を勘案しつつ、地域の実情に応じた目標を設定し、県民・事業者・市町村が協力して、目標達成に向けた取組を実施していくことが重要です。

## 主 な 取 組

- 一般廃棄物処理計画の策定（改訂）及び目標値の設定によって、関係者が実施すべき具体的な行動や目標等が明らかとなり、ごみの排出抑制やリサイクル等が一層推進できることから、県は市町村における一般廃棄物処理計画の策定等に対し、技術的な援助に努めます。

## (2) 総合的な推進体制の強化

ごみの排出抑制やリサイクルを推進するため、これまでに「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」をはじめとする体制づくりを進めてきたところです。引き続き、既存の体制を活用するとともに、新たな体制・制度の構築に向けた取組が必要です。

## 主 な 取 組

- 県は、資源の循環的利用の観点から、環境部局と産業部局等の関係部局との連携体制を強化するとともに、市町村との連絡会議の実施等により、協力して対策の推進に努めます。また、「エコパートナーシップおかやま」の活動などを通じて、県民団体や事業者団体、環境NPOとの協働にも努めます。

## (3) 事業者（製造事業者、流通販売事業者、資源回収事業者）の取組の推進

ごみの排出抑制やリサイクルをさらに推進するためには、事業者の協力が不可欠であり、事業者はこれらの取組が自らの社会的責任であるとの認識のもと、リサイクルしやすい製品の開発、自らのリサイクル活動、再生品の利用促進等に努める必要があります。

## 主 な 取 組

- 県は、市町村とともに、各事業者に対して次のような取組を要請します。
  - ア 製造事業者は、ごみの発生が少ない製品やリサイクルしやすい製品の製造に努めるとともに、その容器包装についても最小限に抑えるよう努めます。
  - イ 流通販売事業者は、商品の販売に係る容器包装を最小限に抑えるよう努め、可能な場合は無包装、それができない場合でも極力簡易包装に努めるとともに、資源回収への積極的な協力、排出量を増加させないような商品の販売、再生品の販売拡大に向けた積極的な取組を行います。また、消費者が環境に配慮した消費活動が実践できるような商品・情報の提供に努めます。
  - ウ 製造業者、流通販売業者は、製品・商品の輸送に当たっては、繰り返し使える容器等の使用に努めます。
  - エ 資源回収事業者は、行政と連携して資源回収ルート形成や拡大に努めます。

## (4) マイバッグ運動の推進

レジ袋は、商品を店舗から自宅に運ぶ比較的短時間の使用のために大量に製造され捨てられ

ています。「買い物にマイバッグを持参して、レジ袋を受け取らない」という誰にでも簡単にできることを実践することで、レジ袋に係るごみを削減できます。

マイバッグ運動は、ごみの減量化やリサイクルを推進するとともに、県民一人ひとりが、ごみ減量化の必要性を自覚し、使い捨てのライフスタイルを見直す機会とする運動で、身近に取り組めるごみ減量化に向けた実践活動です。

主 な 取 組
---------

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者の立場から実践できる環境にやさしい象徴的な取組として、買い物でマイバッグを持参し、レジ袋や包装を断る「マイバッグ運動」を、「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」を中心に、各種団体、事業者、行政が一体となって展開します。</li> <li>○ 事業者と消費者・環境団体等、行政（県・市町村）とが協働して、毎月10日を「岡山県統一ノーレジ袋デー」と定めて、買い物の際に「レジ袋を受け取らないようにする運動」を展開し、レジ袋削減に対する県民意識の向上に取り組みむとともに、レジ袋の無料配布中止やレジ袋辞退者へのポイント付与や割引制度など、レジ袋削減の効果的な取組の検討を促します。</li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (5) 食品ロス削減の促進

食品由来の廃棄物のうち、食べ残しや、調理されないまま捨てられるもの、可食部分を残したまま捨てられるものなど、まだ食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる「食品ロス」が問題となっています。

食品ロスの発生を抑制するため、食品ロスに対する県民や事業者の意識を高め、消費活動を見直し、食べ物のむだをなくしていくことが必要です。

主 な 取 組
---------

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品ロスを減らすためのライフスタイル（買いすぎない、食材を使い切る、食べきる、余った食材の調理法等）について情報提供や啓発を行い、排出抑制に努めます。</li> <li>○ 県は、市町村に対し、家庭系食品ロスの発生量の把握状況について確認するとともに、家庭系ごみの発生抑制がより一層推進されるよう、家庭系食品ロスの実態把握や住民への啓発活動への助言等の技術的支援を行います。</li> <li>○ 飲食店等の事業者に対し、来店者への食べきりの声かけなど、食品ロスを減らすための取組への協力を呼びかけ、市町村と連携した削減を目指します。また、期間を定めたキャンペーンを展開し、食品ロス削減に対する県民意識の向上に取り組みます。</li> </ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (6) 家庭から排出される不用品等の利活用の促進

家庭から排出されるごみの中には、新製品への買替え、サイズが合わなくなった、使用する年齢に合わなくなったなどの理由で、まだ使える製品が含まれていることがあります。使えるものがごみとして排出されることは、ごみ排出量の増加のみならず、その処理によって環境負荷やコストも増大することから、こうしたごみの排出を極力抑制することが必要です。

家庭で不用になったものでも、他の家庭で利用できるものであれば、リユースの取組を行うことによって、家庭から排出されるごみの排出量の削減につなげていくことが重要です。

主 な 取 組
---------

- |                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3Rを推進するためのイベント等を通じて、不用品のリユースについて啓発します。</li> </ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|

## (7) 経済的手法の導入

ごみ処理の有料化は、県内の市町村においても導入が進められており、一定の減量効果が確認されています。ごみ処理の有料化などの経済的手法の導入は、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化やごみ問題に対する県民・事業者の意識改革の観点から推進していく必要があります。

## 主 な 取 組

- 県は、市町村に対して、生活系ごみ処理の有料化や、事業系ごみ処理手数料の適正化に関する情報提供を行うとともに、必要な助言を行います。

## (8) 家電リサイクルの促進

廃家電製品（エアコン、ブラウン管式及び液晶・プラズマ式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法に基づき、消費者による適正な排出と費用の負担、小売業者による排出者からの引取りと製造業者等への引渡し、製造業者等による小売業者などからの指定引取場所における引取りと家電リサイクルプラントにおける再商品化等の推進が行われています。

また、金・銀・銅などの有用金属のほか、特定の国に偏在するレアメタルなどを含む小型家電製品等は「都市鉱山」と呼ばれ、循環資源としての有効利用が期待されており、平成 25 年 4 月に施行された小型家電リサイクル法に基づき、各市町村で回収に向けた取組の実施や検討が行われています。

こうしたリサイクル法に基づいた、家電製品の適切な回収が行われることにより、金属資源の有効利用及び廃棄物の適正な処理につながります。

## 主 な 取 組

- 家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の趣旨・目的に則して、有用金属等の循環資源としての有効利用を促進するため、市町村と連携し、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図り、リサイクルを推進します。
- 過去に購入した小売業者が存在せず、同種の製品の買替えでもないため、小売業者に引取義務が課せられていない「特定家庭用機器廃棄物」について、すべての市町村において、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築できるよう、県は市町村に対し助言や情報提供を行います。
- 小型家電リサイクルについて、県は市町村の回収取組状況について把握するとともに、さらなる資源化を図るため、8割を超える市町村（22 市町村以上）で回収体制を構築できるよう、技術的助言等を行っていきます。

## (9) 再生品等の使用促進

再生品の使用促進を図るためには、事業者の主体的な取組により、魅力的で、かつ、市場競争力のある再生品が開発・販売され、それが県民・事業者へ広くPRされることが重要です。

また、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することを「グリーン購入」と言います。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を有しています。

## 主 な 取 組

- リサイクル製品の需要を喚起するため、県、事業者、県民が取り組むべき事項等を定めた「岡山県再生品の使用促進に関する指針」の周知徹底を図るとともに、新たな製品等に対応した製品の種類や品目の拡充を行いながら、再生品等の普及を図ります。
- 県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針である「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、県が率先してグリーン調達に努めます。
- 県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表し、県ホームページや各種広報媒体などを活用して県民や事業者に対してこれらの製品を積極的にPRするとともに、イベントや展示会において製品とともに優れた活用事例を紹介するなどして使用促進を図ります。また、機能、用途、デザイン面などの高付加価値化、リサイクル技術の高度化による低価格化など、市場競争力の高いリサイクル製品の開発に取り組む事業者を支援します。こうした取組により、減少傾向にある「岡山県エコ製品」の認定品目数を352以上とします。

## (10) 集団回収活動等の推進

自治会や学校等で実施されている集団回収活動は、再生利用の推進のほか、環境教育の場としても重要な役割を担っていることから、市町村は実施団体に対して積極的な支援を行っていく必要があります。また、民間事業者や資源回収業者の協力による資源化物の回収も、分別と再資源化の推進のための取組として進められています。

## 主 な 取 組

- 県は、市町村に対して、集団回収活動に対する支援の拡充や民間事業者等の協力などによって分別と再資源化が推進されるよう助言等の技術的援助を行います。

## (11) 焼却灰等の再生利用促進

焼却施設から排出される焼却灰等の再生利用が実施されています。高温で焼却灰等を溶融し、生成した溶融スラグを土木資材等として活用する方法の他、セメント原料としての利用や、高温で焼成処理した後に人工砂として再生利用する技術などがあり、リサイクルの推進や最終処分量削減にもつながるため、積極的に推進していく必要があります。

## 主 な 取 組

- 県は、溶融スラグの利用促進を図るとともに、市町村や事業者へ助言・技術的援助を行います。
- 県は、焼却灰等の再生利用について、市町村に情報提供を行うとともに、再生利用促進のための手法や技術について調査・研究を行っていきます。

## (12) 廃棄物系バイオマスの利活用等

県内の市町村や事業者において、使用済み食用油を回収し、軽油の代替燃料であるBDF（バイオディーゼルフューエル）として利用する取組や、生ごみの肥料化といった取組が進められているほか、生ごみと有機性汚泥の液肥化といった取組についても検討が進められています。使用済み食用油の他、生ごみ、木くず等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成とともに、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化対策にも有効であることから、その

推進を図っていく必要があります。

主  な  取  組
○ 県は、廃棄物系バイオマスの利活用に関する情報を市町村に提供するとともに、市町村が廃棄物系バイオマスの利活用に係る取組を推進しようとする際、助言・技術的援助を行います。

### (13) リサイクル処理対象物の拡充

現在、埋立処分されている物の中にも、技術的にリサイクル可能なものもあり、経済性も踏まえた上で、これらの再資源化を進める必要があります。

主  な  取  組
○ 電池類など、埋立処分されているものの、技術的にリサイクル可能な物について、市町村にリサイクル事例の情報提供や助言等を行い、再資源化の取組促進を積極的に進めます。

## 3. 適正処理の推進

### (1) 再生・処理システムの見直し

我が国は、世界のどこの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えるとともに、人口の継続的な減少が続く人口減少社会に入っており、単独世帯の増加によるごみの排出量・組成への影響も勘案しながら、一人暮らしの高齢者世帯の増加による所定のごみ収集場所へのごみ出しの困難化、在宅療養に伴う廃棄物の増加なども考慮して、処理システムを見直していくことが必要となっています。

また、再生・処理システムの見直しに当たっては、生活環境の保全や公衆衛生の観点に加え、循環型社会と低炭素社会の実現も大切な観点であり、循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等の発生抑制とともに、適正な循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）の促進を求めています。一般廃棄物の処理責任を負う市町村にあっては、廃棄物処理システムを循環型社会の形成に資するものに変えていくとともに、県民の廃棄物処理に対する不安を解消していくため、安全で信頼性の高い処理技術を導入していく必要があります。

主  な  取  組
○ 県は、市町村がごみ処理基本計画の策定等を通じて、長期的・総合的な視点に立って再生・処理システムを見直しできるように、技術的支援を行うとともに、高齢化や単独世帯の増加に対応した先行処理システムについて、事例等の情報収集、市町村への提供等を行います。
○ できる限り廃棄物の排出抑制を行った上で、排出されたものはできるだけリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）し、資源として使用できないものは熱回収する等、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で、適正な循環的な利用及び処分に取り組んでいくものとします。
○ 特に市町村においては、ごみ処理施設の整備に当たって新処理技術の導入により、より高度な資源化等のできる施設を導入して、最終処分量をできるだけ減らすとともに、環境保全対策に配慮した安全で信頼性の高い処理技術の導入促進を図ることとし、県はその施設整備に当たって情報提供、市町村間の調整その他の技術的援助を行います。

## (2) ダイオキシン類排出の削減

ダイオキシン類については、排出削減対策の推進により相当の成果が上がっています。さらなる排出削減には施設の集約等を促進していくことが必要です。

主 な 取 組
○ 市町村によるごみ処理施設の整備に当たっては、ごみ処理の広域化による施設の集約やダイオキシン類の環境への排出を可能な限り抑制できる技術を導入するなど、ダイオキシン類のより一層の削減に取り組むよう助言します。

## (3) 水銀廃棄物の適正処理の確保

「水銀に関する水俣条約」が採択（平成 25 年 10 月）され、「水銀による環境の汚染防止に関する法律」が制定（平成 27 年 6 月）されています。

市町村は、水銀使用廃製品を適正に分別・回収することにより、これらの廃棄物や廃棄物処理法等の改正により特別管理一般廃棄物に指定された「廃水銀」等が、適正に処理されるようにしていく必要があります。

また、大気汚染防止法等の改正により、市町村の焼却施設は、水銀排出施設として規制され、排出ガス中の水銀濃度について排出基準が適用されることから、焼却する廃棄物の中に水銀使用廃製品が混入しないよう、分別回収を徹底することが必要です。

主 な 取 組
○ 県では、水銀使用廃製品等の適正な分別回収や処理について、市町村に対し助言等の技術的援助を行います。

## (4) 焼却灰等の適正処理の確保

市町村は、区域内の一般廃棄物処理計画を定め、それに従って一般廃棄物の処理を行うこととされています。また、焼却灰等の一般廃棄物の処理を民間事業者に委託する場合についても、市町村は最終処分が完了するまでの適正な処理を確保する必要があります。

主 な 取 組
○ 県は、市町村による一般廃棄物の処理及び処理体制の整備について必要な助言・技術的援助を行います。
○ 現在最終処分場を有しない市町村に対しては、引き続き市町村による処理体制の整備を助言していきます。

## (5) 不法投棄等の不適正処理の防止

不法投棄等の環境犯罪は、地域の環境保全に悪影響を及ぼすことから、防止策を講じるとともに、早期発見できるシステムを構築することが必要です。

主 な 取 組
○ 県は、市町村が取り組んでいる不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導体制について、必要な助言・技術的援助を行います。
○ 違法な不用品回収業者については、市町村と連携し、県民への注意喚起や実態の把握に努めるとともに、地域のパトロールや業者への立入調査、処理の適正指導等を実施します。

## (6) 海ごみ対策の推進

瀬戸内海のごみの多くが、日常生活から出たごみや心ないポイ捨て等されたものが河川や水路を通じて海に流れ込んだものであることから、海ごみの状況、その原因、環境への懸念等に係る普及啓発を県全域を対象に実施し、不法投棄の防止やごみの発生抑制を促す必要があります。また、市町村と連携し、民間団体等が進める自主的な海ごみ回収活動を促進します。

## 主 な 取 組

- 県は、「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき、海岸管理者等、国、県、市町村、民間団体、地域住民、事業者、学術機関等が適切な役割分担のもと、連携・協力して海岸漂着物等の対策を推進します。また、県と市町村が海ごみ問題に関する共通認識を持って、県内の海ごみの発生抑制及び回収処理の推進を図るため、岡山県海ごみ対策県市町村連絡調整会議により、情報共有等を図ります。
- 全県下を対象とした、海ごみ対策啓発展示会の開催や、広報媒体等を活用した普及啓発を通じて海ごみの現状を周知するとともに、日常生活から出るごみの3Rの促進やポイ捨ての防止など、自然環境保全のためのマナー・モラルの向上を図り、海ごみの発生抑制につなげていきます。
- 漁業者、漁業関係団体、沿岸市、県で構築した海底ごみの処理体制を継続するとともに、市町村が行う海ごみ回収・処理・発生対策事業に対して支援を行い、さらなる取組の拡大を目指します。

## (7) 地域の環境美化運動の推進

岡山県をきれいで美しい地域として誇れるよう、ボランティア等による地域の環境美化活動を促進することが必要です。

## 主 な 取 組

- 環境保全団体や民間ボランティア団体等が行う地域の清掃活動や、落書き消去活動等の環境美化運動の促進を図ります。
- 不法投棄を誘発しないように、公共の場所等をはじめ地域の美化に努めることとし、クリーンアップ作戦、環境美化活動（アダプト事業）など、ボランティア等による清掃活動を推進します。
- スマートフォン・アプリを活用したごみ拾い活動の「見える化」により、地域美化活動へのより多くの方々の参加を促すことを検討します。

## 4. 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

## (1) ごみ処理施設の整備促進

一般廃棄物の適正な処理を確保するためには、資源回収や地球温暖化防止の観点を踏まえ、地域循環圏を形成する基盤となるような廃棄物処理施設の計画的な整備を促進していく必要があります。

## 主 な 取 組

- ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場等の基盤的施設の整備については、国の基本方針に示される目標を踏まえ、より高度なエネルギー回収や資源化が可能な施設が整備され、最適な事業形態の選択が行われるよう、県は助言等の技術的援助を行います。

- 市町村が廃棄物処理施設を整備するに当たり、国からの財政支援制度である循環型社会形成推進交付金をはじめとした各種交付金制度が有効に活用されるよう、市町村に周知を行います。また、交付金を活用する市町村に循環型社会形成推進地域計画の策定及び実施について必要な助言等の技術的援助を行います。

## (2) ごみ処理の広域化の促進

老朽化したごみ焼却施設が増加する一方で、人口の減少や廃棄物の排出抑制の取組などにより、市町村が中間処理・最終処分する一般廃棄物の量は長期的に減少していくことが見込まれることから、安定的かつ効率的な処理が必要です。また、ダイオキシン類の排出削減は進展していますが、サーマルリサイクルによる地球温暖化防止の観点からも、施設の大規模化は必要となります。平成 25 年に閣議決定された国の廃棄物処理施設整備計画においても、広域的な視野に立った施設整備等が自治体に求められており、県で示してきた「新広域化計画」の考え方と取組は、今後も受け継いでいくことが適当です。

関係市町村の主体的な協議を促すため、県が協議のフレームとして示してきたブロック割については、本計画の目標年度である平成 32 年度のごみ焼却量の見込みや関係市町村の検討状況も踏まえて、引き続き次のとおりとし、実際の広域化は、地域の実情等を踏まえた市町村判断のもとで進めていくものとします。

### <ブロック割>

ブロック名	自治体数	構成自治体名
岡山ブロック	3	岡山市、玉野市、久米南町
倉敷ブロック	3	倉敷市、総社市、早島町
西部ブロック	5	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
高梁ブロック	5	高梁市、新見市、真庭市、吉備中央町、新庄村
津山ブロック	7	津山市、美作市、鏡野町、美咲町、勝央町、奈義町、西粟倉村
備前ブロック	4	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町

### 主 な 取 組

- ごみ処理の広域化が計画的に進むよう、廃棄物処理法に関する国の基本方針や廃棄物処理施設整備計画などの考え方を踏まえながら、①排出抑制を基本とした広域化の推進、②適正処理の確実な推進、③マテリアルリサイクル及びエネルギー回収の推進、④最終処分場の確保、⑤公共事業費の縮減を基本として、県は市町村の総合調整に努めるとともに、市町村に対し助言等の技術的援助を行います。

## (3) し尿処理施設の整備促進

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るためには、污水处理施設を効率的かつ効果的に整備する必要があります。県は下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の污水处理施設整備を適切な役割分担のもと、計画的に整備するための長期的な指針として「クリーンライフ 100 構想」を策定しています。

し尿処理施設については、し尿等の衛生的な処理を確保するため、必要な処理体制の維持等を図っていく必要があります。また、し尿処理施設の整備に当たっては、処理過程で排出され



る汚泥等の有効利用を考慮した施設を推進していく必要があります。

主  な  取  組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県は、市町村においてクリーンライフ 100 構想を踏まえた各污水处理施設の整備事業（下水道事業、集落排水事業及び浄化槽事業）が促進されるよう助言を行います。</li> <li>○ し尿処理施設の整備については、し尿、浄化槽汚泥のほかに生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源回収を行う汚泥再生処理センター等の整備が推進されるよう、県は助言・技術的援助を行います。</li> </ul>

#### （4）地球温暖化防止に配慮した施設整備等

近年の廃棄物の処理には、適正処理の確保とともに、温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化防止への配慮が求められており、新たな施設の整備や改良に当たっては、ごみ発電や熱回収などを推進していく必要があります。

また、生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成とともに、温室効果ガスの排出削減にも資することから、その推進を図っていくことが必要です。

主  な  取  組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村における新たな施設整備や施設の改良に当たっては、エネルギー回収の高効率化を推進するため、ごみの焼却について、発電施設の設置された施設での処理の拡大を図っていくことが、国の基本方針の中で取組の一つとして示されています。本県でも、国の基本方針に従い、広域的な施設整備等によって、ごみ発電を積極的に取り入れた施設・設備の導入が行われるよう、市町村に対して、助言・技術的支援を行います。</li> <li>○ 市町村におけるし尿・浄化槽汚泥の処理施設の整備に当たっては、メタン・リン回収、たい肥化等の施設による資源回収が行われるよう、県は市町村の実情を踏まえた上で適切な助言・技術的援助を行います。</li> <li>○ 県は、市町村による生ごみ、木くず等の廃棄物系バイオマスの利活用への取組を推進する観点から、必要な助言・技術的支援を行います。</li> </ul>

#### （5）廃棄物処理施設の長寿命化・延命化

廃棄物処理施設は他の都市施設と比較すると建設に高額な費用を要する上、施設全体として耐用年数が短い特徴というがあります。一方で、地方公共団体の財政状況は厳しい状況にあり、既存の廃棄物処理施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持することが急務となっています。

こうした状況を踏まえ、国では、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」において、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進しています。

主  な  取  組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県は、市町村に対して廃棄物処理施設の長寿命化総合計画の策定について助言・技術的指導を行います。</li> <li>○ 市町村における廃棄物処理施設の長寿命化総合計画の策定及び基幹的設備改良事業の実施に当たっては、循環型社会形成推進交付金をはじめとした各種交付金制度が有効に活用さ</li> </ul>

れ、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新が推進されるよう助言・技術的支援を行います。

## 5. 廃棄物情報の共有化と相互理解

### (1) 情報提供の推進

県民や事業者への説明責任や廃棄物処理をめぐる課題の共有等の面から、各主体における情報の共有は重要な課題となっています。多くの情報を分かりやすい表現で県民や事業者に伝えていくことが重要です。

主  な  取  組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山県循環資源総合情報支援センターでは、インターネット等を活用して情報交換の円滑化を図ります。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 企業間における循環資源に関する情報交換</li> <li>イ 事業者及び県民への廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環資源の循環的な利用及び処分に資する情報提供</li> <li>ウ 循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供</li> </ul> </li> <li>○ 県では、公式フェイスブック「ごみゼロ・プロジェクト」を公開し、SNS を活用して広く県民に向けた 3R に関する情報の発信を行っており、今後もさらなる情報の拡充を図ります。(https://www.facebook.com/okayama.pref.gomizero)</li> </ul>

### (2) 環境教育・環境学習の推進

県民や事業者が環境に配慮した行動を実践することは、環境保全や循環型社会形成において重要な要素であり、環境教育や環境学習を県全体で推進していくことが重要です。

主  な  取  組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校・公民館、自治会・子ども会など幅広い年齢層を対象に環境学習出前講座を開催するとともに、環境セミナー等の各種普及啓発イベントを実施しながら、環境学習を通じて、自ら進んで環境に配慮した行動を実践する人づくりを進めます。</li> <li>○ 環境学習器材を装備した移動環境学習車を活用し、県内各地で子どもや地域住民等に対する環境学習を行います。</li> <li>○ 環境問題を身近な問題としてとらえるため、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設等を訪問し、見学・体験する環境学習エコツアーを実施します。</li> <li>○ 子どもたちが、身近な環境問題について正しい認識を持ち、自然観察やリサイクル活動などに取り組めるよう、こどもエコクラブや水辺の生きもの学習など、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援します。</li> <li>○ 環境学習を重点的に行う高等学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定し、カリキュラムの開発、大学の研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気づき、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図ります。</li> <li>○ NPO 等の環境団体で構成する環境学習協働推進広場において、環境学習にかかる意見交換等を進めながら、それぞれの取組を高めるとともに、協働で取り組む活動の推進に努めます。</li> <li>○ 地域社会において環境学習を担う人材を育成するため、NPO 等環境団体、事業者、大学な</li> </ul>

どとの協働による研修事業等を実施するとともに、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。

- 環境負荷低減活動を通じて、自らの環境に対する影響を認識し、その改善に向けた取組を継続して行う県民や事業者を会員登録する「アースキーパーメンバーシップ」について、会員の拡充や取組意欲の向上を図ります。

### (3) 循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針等の活用

市町村が分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明することが求められます。

一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化、分別収集区分・適正な循環的利用・適正処分の考え方などについては、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」等が示されており、地域の実情に応じた循環型社会の形成に向けた最適な処理システムの構築を図っていく必要があります。

#### 主 な 取 組

- 県は、市町村に対し、一般廃棄物処理システムの指針等の活用を促し、地域の実情に応じた最適な廃棄物処理システムの構築を図っていくよう助言・技術的援助に努めます。

## 6. 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理

### (1) 災害廃棄物処理計画の策定及び対応体制の整備

台風や地震などの災害に際しては、日常生活から発生する生活ごみとともに、災害によって発生した災害廃棄物の処理を行う必要があります。発災後、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を進め、地域住民の生活環境を速やかに回復するために、災害廃棄物処理計画を策定しておくことが重要です。

#### 主 な 取 組

- 県は、災害発生に備えて平時に実施する事務、災害発生後の応急対応段階で実施する事務、復旧・復興段階で実施する事務の内容等をまとめた「岡山県災害廃棄物処理計画」に基づき、それぞれの場面に応じた具体的な対応準備を行います。
- 県は、7割以上の市町村（19市町村）が災害廃棄物処理計画を策定できるよう、必要な助言等の技術的援助を行います。また、県と市町村の計画の整合が図れるよう、処理計画作成後においても、継続的に点検・更新を行います。
- 災害の発生に備え、平時から災害廃棄物に対応するための仮置場の選定や必要となる資材の備蓄、職員に対する教育訓練など、市町村における対応体制整備のための技術的支援を行います。
- 災害発生時には、国、市町村、関係団体等と連携を図りながら、情報の収集に努めます。

### (2) 県内における災害廃棄物処理連携体制の整備

大規模災害等においては、災害時及び災害復旧時の迅速かつ計画的な対応が必要であり、単

独市町村での処理が困難な場合があることから、関係機関等との連携体制を確保しておくことが重要であり、また、一般廃棄物処理施設だけでなく、産業廃棄物処理施設の設置事業者からの協力が不可欠です。

主  な  取  組
○ 県内の広域的な連携体制が円滑に機能するよう、県は、平時から県内市町村、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会、岡山県環境整備事業協同組合等との協力体制の確認や対応内容の精査を図ります。
○ 平時から地域における災害対応力（災害時協力可能量：収集運搬能力、ストックヤード貯留可能量、焼却処理能力、埋立処分残余容量等）の実態把握に努め、市町村にも情報提供します。
○ 県内市町村及び関係団体の参加により、広域的な災害廃棄物処理が必要となる場合の連携体制の訓練を実施し、抽出された課題をもとに、災害廃棄物処理計画等に反映していきます。
○ 県においても災害廃棄物の仮置場候補地として利用可能な県有地を選定し、利用条件等を整理して、連携した処理に備えます。
○ 災害発生時には、災害廃棄物の処理について、「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」に基づき、県内市町村間における協力・支援の調整を行います。
○ また、市町村の被害状況、災害廃棄物の発生量等を勘案して、市町村による処理が困難と認められた場合は、災害廃棄物の処理に関する事務を受託し、県が処理を代行します。

### （3）県外を含めた災害廃棄物処理連携体制の整備

南海トラフ巨大地震などに代表される巨大災害の発生によって、県内での災害廃棄物処理が困難となる場合には、中国ブロックといった地域単位や、より広い地域単位での連携体制の確立が必要となってきます。

主  な  取  組
○ 県域を越えた広域体制については、平時から、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」及び兵庫県との「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、広域的な協力・支援の調整を行います。
○ 中国地方では、中国四国地方環境事務所により「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」が設置され、岡山県も構成員として参画しています。協議会を通して検討された事項や、作成された計画等について、各市町村に対して情報提供を行うとともに、ブロック内の他県とも連携し、ブロック間における処理体制の整備を図ります。
○ 県や地域ブロック間のみならず、災害時応援協定などを基に、災害廃棄物処理について必要な連携を図ります。